

第3回委員会

能代市都市計画マスタープラン

および

能代市立地適正化計画

－ まちづくりの将来像や目標、全体構想（案） －

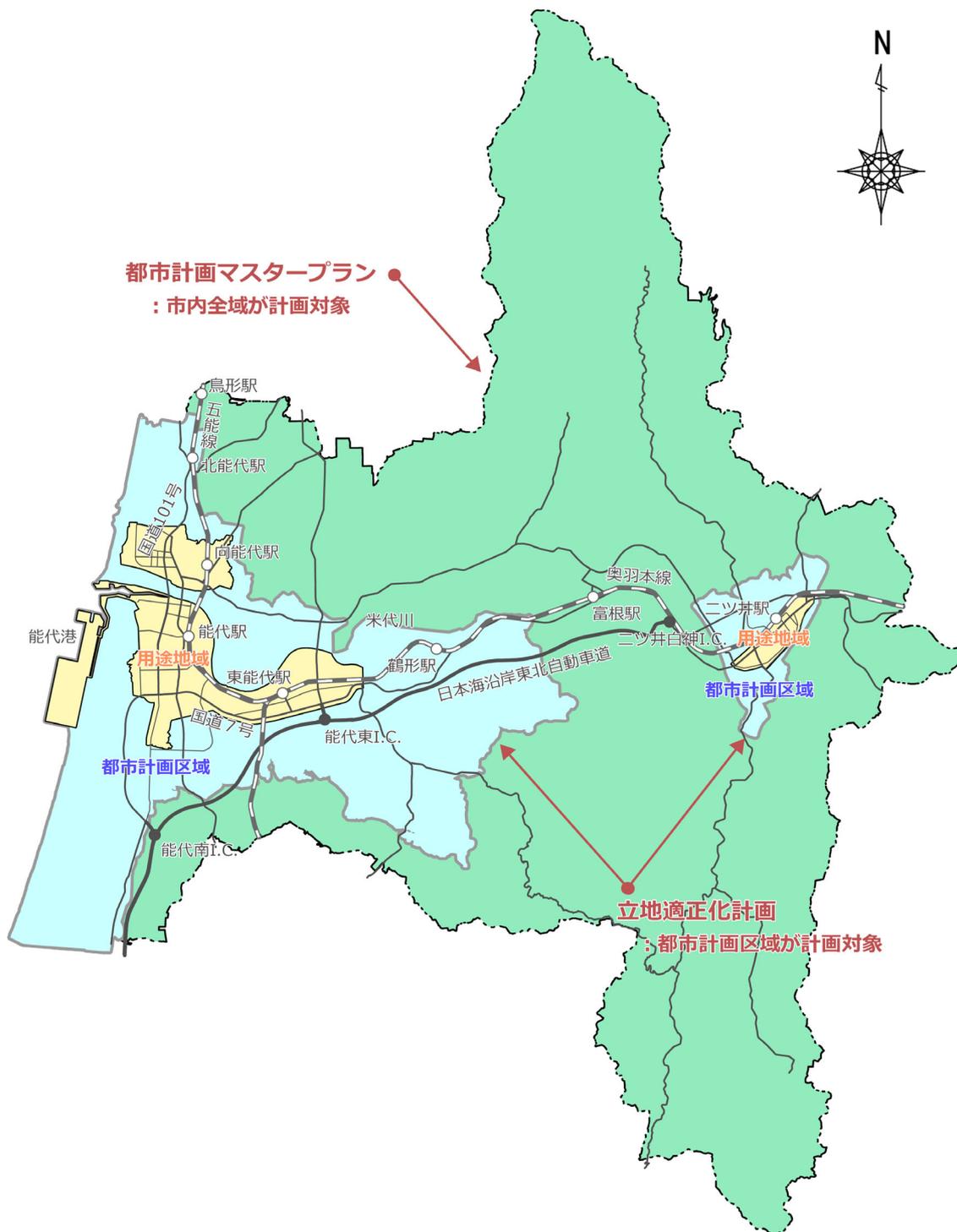
目次

内容	ページ番号
1. まちづくりの将来像や目標の設定（案） ※両計画共通	1
1-1. まちづくりの将来像の設定	3
1-2. まちづくりの目標の設定（案）	3
1-3. 将来都市構造（案）	9
2. 全体構想（案） ※都市計画マスタープラン	17
2-1. 土地利用構想	17
2-2. 交通体系構想	26
2-3. 住環境・市街地整備構想	33
2-4. 防災まちづくり構想 ※内容は次回委員会にて提示	38
2-5. 都市施設整備構想	39

1. まちづくりの将来像や目標の設定（案）

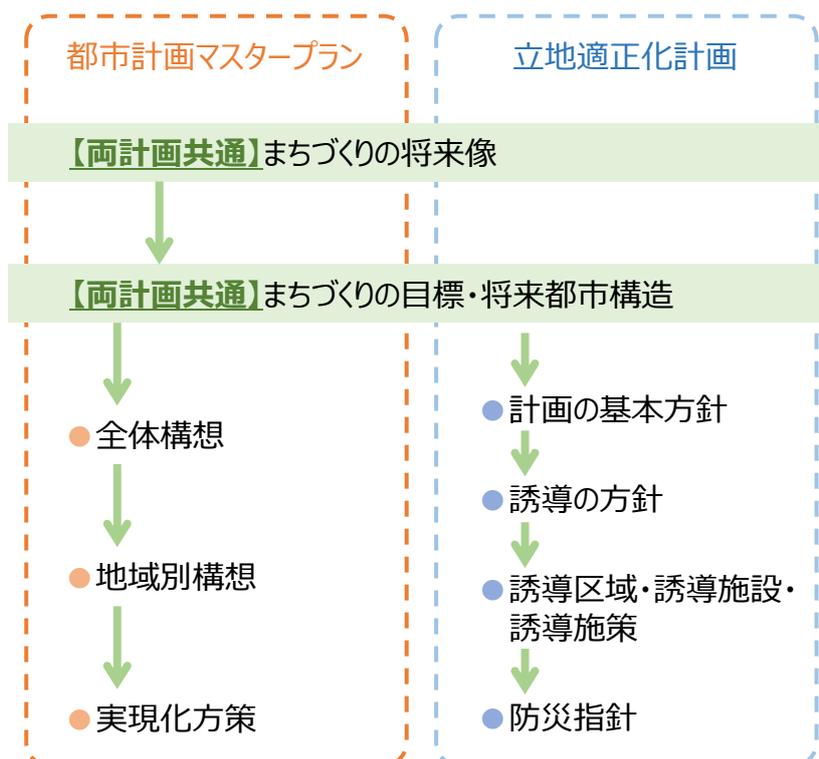
- 能代市都市計画マスタープランは、「市内全域」を対象に、おおむね 20 年後を見据えた、まちづくりの方向性を示す計画です。
- 能代市立地適正化計画は、「都市計画区域」を対象に、持続可能な都市の構築に向け、施設や居住の誘導によって、暮らしの機能（居住や医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービス施設等）を守るために、必要な事項を定める計画です。

図 1 計画の対象区域



- まちづくりの将来像や目標では、第2次能代市総合計画に掲げる「将来像」の実現を目指し、都市整備分野を中心とした本市の現状と将来見通しを踏まえた課題への対応を図り、まちづくりにおいて達成すべき「まちづくりの目標」や、都市を形成する拠点や骨格となる交通体系、土地利用などの全体的な構成を表す「将来都市構造」を設定します。
- なお、まちづくりの「将来像」や「目標」は、都市計画マスタープランおよび立地適正化計画の両計画で共通とします。

図2 計画の体系



1-1. まちづくりの将来像の設定

- まちづくりの将来像は、本市の最上位計画である第2次能代市総合計画の将来像を位置づけます。

“わ”のまち 能代

健やかで感謝と思いやりにあふれる **人と人との“和”** によるまち

特色ある地域の環境を最大限に活かす **地域資源で活力を生む“環”** によるまち

地域の誇りと生活の基盤を将来へ引き継いでいく **未来へつなぐ安心の“輪”** によるまち

1-2. まちづくりの目標の設定（案）

- まちづくりの目標は、将来像の実現に向け、人口減少・高齢化が進展する中であっても持続可能（＝市民の生活や文化が持続できる）な都市を構築するために達成すべき事項を設定する必要があります。
- 具体的には、第2次能代市総合計画で位置づけている基本目標に対し、まちづくりの課題や市民意向を踏まえ、都市整備分野が中心となって達成すべき目標を、以下のとおり設定します。

目標

視点1. 拠点の形成や連携に関する事項

ヒト（市民や来訪者）やコト（体験）が交錯する、生活・文化・情報の拠点があるまち

視点2. 産業振興や雇用の確保に向けたまちづくりに関する事項

市民の暮らしを支える、産業基盤が整ったまち

視点3. 防災まちづくりに関する事項

海・川・山の豊かな自然とともに生きる、強くしなやかな生活基盤の整ったまち

視点4. 本市固有の地域資源を活用したまちづくりに関する事項

本市固有の地域資源を守り・活かす、自然や歴史・文化を継承するまち

表 1 まちづくりの課題（1/3）

視点	課題	現状・将来見通し
人口減少・高齢化・コミュニティ	①人口減少に対応した市街地中心部等の拠点性の維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街地の中心部など、人口集積がみられる地区ほど人口が減少していくことが予想され、拠点性が低下していくことが懸念されることから、人口減少下にあっても市民の生活を支え続けることができる市街地を維持していく必要があります。
	②コミュニティやまちづくり活動の維持・活性化	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少・高齢化にともない、コミュニティやまちづくり活動が停滞していくことが懸念されることから、未来を担う若い世代はもちろんのこと、元気な高齢者が活躍し、積極的に社会参加や地域貢献ができる環境を作っていく必要があります。
土地利用	③市街地の外延化の抑制に向けた適切な土地利用の規制・誘導	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市の豊かな自然は、環境や生物多様性の保全、防災、景観、レクリエーションなど、多様な機能を有していることから、本市の貴重な資源として引き続き保全していく必要があります。 ● 能代地域の中心市街地や二ツ井地域中心部の活性化に向け、両地域中心部への都市機能や居住の誘導など、土地利用による支援の取組を進めていく必要があります。 ● 産業振興および雇用の確保を進めていくため、未分譲地への企業誘致活動を継続していくこと新たな工業団地の整備に向けた調査や検討が必要です。 ● 市街地の居住環境の保全または業務の利便性向上、市街地周辺の自然環境の保全を図るため、今後とも、市街地の外延化を抑制していく必要があります。 ● 都市的土地利用として将来的な利活用の見込みがない地区においては、用途地域の見直しを検討することも必要です。
	④増加が予想される空き地・空き家等の低未利用土地への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口・世帯数の減少にともない、空き地・空き家等の低未利用土地が時間的・空間的にランダムに発生・増加（＝都市のスポンジ化）していくことが予想されるため、住環境の悪化など市街地機能の低下を予防していく必要があります。

表 2 まちづくりの課題（2/3）

視点	課題	現状・将来見通し
都市機能	⑤市街地中心部における都市機能の誘導促進および農山村集落における日常生活に必要な機能の維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口の減少、地域経済の低迷、商業施設の郊外立地等に起因し、能代地域の中心市街地や二ツ井地域中心部に立地する生活サービス施設の利用者数の減少による施設の廃止、サービス水準の低下が懸念されるため、中心性・拠点性の維持・向上に向けた生活サービス施設の誘導等を進めていくことが必要です。 ● 主要な農山村集落内に立地する生活サービス施設は、日常生活のセーフティネットとして役割を果たしているため、これらの機能を維持していくことも必要です。
地域経済	⑥地域経済の維持・活性化	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少・高齢化により産業活動の担い手が不足するなど、各産業への影響が顕在化しており、事業継続支援や企業誘致活動等を継続しながら、潜在労働力など、新たな担い手の確保を進めていくことが必要です。
都市交通	⑦公共交通の利用促進およびサービスの維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少にともなう利用者数の減少により、公共交通の路線廃止や運行本数の減少等によるサービスの低下が懸念されます。また、高齢化の進行や運転免許返納件数の増加により、自動車を運転できなくなった場合の外出機会の減少も懸念されます。そのため、日常生活の移動手段のひとつとして、公共交通サービスの維持に向けた取組が必要です。
都市施設	⑧都市施設の整備推進および見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 未着手となっている都市計画道路の多くが、都市の拡大を前提に決定されたものであり、今後は、社会情勢の変化を踏まえ、長期未着手区間を対象とした都市計画の見直しや廃止、存続区間の計画的な整備を進めていくことが必要です。 ● 都市計画公園は、市民のレクリエーションや憩い、良好な景観の形成など多様な機能を有していることから、今後は、未開設範囲の計画的な整備のほか、各公園が保有する機能の維持・向上を進めていくことが必要です。 ● 下水道（公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽）は、生活環境の改善や防災・減災機能等の向上等の役割を担う重要なインフラであるものの、受益者からの負担金や使用料によって整備や維持管理が成り立っていることから、今後は、人口減少等の社会情勢の変化にも対応した見直しを行いながら、計画的な整備を進めていくことが必要です。 ● 整備が完了している道路や公園、市場等の都市施設は、その機能を維持していくため、計画的な維持管理や修繕・更新を行っていくことが必要です。

表 3 まちづくりの課題（3/3）

視点	課題	現状・将来見通し
防災	⑨安全・安心な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市は、海・川・山を有しており、豊かな自然に恵まれている一方で、自然災害が発生した場合に被害が発生するリスクが高いといえます。そのため、各種の自然災害に対し、防災性を高めるために必要なハード整備のほか、避難行動を円滑にするための組織づくりや情報発信、意識啓発など、ソフト対策も合わせた総合的な取組を進めていくことが必要です。
地域資源	⑩地域資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 既に活用されている地域資源の更なる活用や、地域資源と捉えていながら十分な活用に至っていない地域資源の磨き上げ等により、交流人口を拡大していくことが必要です。
財政	⑪持続可能な財政運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少にともなう自主財源の減少、後期高齢者の増加等にもなう民生費の増加、公共施設等の老朽化にともなう維持・更新費の増加など、厳しい財政状況が予想されています。そのため、限られた財源の中でも必要な公共サービスを維持できるよう、公共施設やインフラの施設のあり方を検討していくことが必要です。 ● 利用されていない公共の土地・建物の利活用に関しても、将来の財政負担を考慮した慎重な対応を進めていくことが必要です。

視点2：産業振興や雇用の確保に向けたまちづくりに関する事項

目標2

市民の暮らしを支える、産業基盤が整ったまち

～第2次能代市総合計画の基本目標：「豊かで活力あるまち」と関連～

- 本市の工業は、産業振興や雇用創出等の重要な役割を担っています。
- 能代港には能代火力発電所が立地していることに加え、近年では、洋上風力発電施設の建設および維持管理等の拠点としての役割も期待されるエネルギー拠点となっています。
- また、本市はかつて天然秋田杉の集散地として、木材業が発達し、「木都能代」の名で全国的にも知られていました。近年、豊富な秋田杉を活かした林業・木材産業等の地域産業の活性化も求められ、能代工業団地への企業立地も進められています。
- 商業や農業は、市民生活を支える重要な役割も担っています。能代および二ツ井の地域中心部を中心とした商業地や主要な農山村集落では、人口減少・高齢化にともなう担い手の減少にも対応しながら、その機能を維持・向上していくことが必要です。
- 今後のまちづくりにおいては、土地利用の適切な規制・誘導、流通に資する道路整備、企業進出や起業、事業承継、就農がしやすい環境づくり等を進めていきます。

視点3：防災まちづくりに関する事項

目標3

海・川・山の豊かな自然とともに生きる、強くしなやかな生活基盤の整ったまち

～第2次能代市総合計画の基本目標：「安心で暮らしやすいまち」と関連～

- 都市の発展経緯からもわかるように、米代川や日本海は本市のまちづくりから切り離すことができない、重要な要素となっています。
- 一方で過去には、昭和47年豪雨での米代川堤防の決壊、日本海中部地震での津波の発生など、洪水や津波により被災した経験を持っています。また、近年の気候変動にともなう豪雨の頻発化・激甚化による洪水被害、数百年～千年に1回の発生頻度の地震発生にともなう津波被害の可能性を有しています。
- 今後のまちづくりにおいては、災害リスクをハード対策のみでは回避することはできないことから、人命を守ることを最優先とし、ハード対策とソフト対策、自助・共助・公助を適切に組み合わせた対応を進めていきます。

視点4：本市固有の地域資源を活用したまちづくりに関する事項

目標4

本市固有の地域資源を守り・活かす、自然や歴史・文化を継承するまち

～第2次能代市総合計画の基本目標：「元気で魅力あるまち」「笑顔で人が輝くまち」と関連～

- 本市は、日本海や米代川の水辺空間、世界自然遺産白神山地、風の松原、きみまち阪県立自然公園、市街地を囲む田園や山林など、豊かで優れた価値をもつ多種・多様な自然環境に恵まれています。
- また、旧料亭金勇等の歴史的建造物や景勝地に加え、歴史の里檜山、能代役七夕等の伝統行事やイベントなど、観光交流にも資する文化的資源も有しています。
- しかし、人口減少・高齢化の影響から、営農や営林ができない農地や山林の荒廃が懸念されるほか、地域の文化的資源に関しても、担い手の不足にともない保存・活用が困難な状況になってきています。
- 今後のまちづくりにおいては、豊かな自然環境との共生に向けた農地・山林の維持・保全に加え、コミュニティの維持や活性化、地域住民等との協働・担い手の育成等による文化の保全・活用、新たな地域資源の掘起しや磨き上げ等を進めていきます。

1-3. 将来都市構造（案）

（1）基本的な考え方

- 本市は、市域の約 8 割に森林や農地等の自然が分布しており、日本海に面し、東西に米代川が流れています。
- 能代および二ツ井の地域に市街地が形成されているほか、浅内、檜山、鶴形、常盤、富根にまとまりのある主要な集落が形成されています。
- 日本海沿岸東北自動車道、国道 7 号、国道 101 号を中心とした骨格道路が隣接都市や各地域をつないでいます。
- 人口減少・高齢化が進展する中であっても持続可能（＝市民の生活や文化が持続できる）な都市を構築するため、現在の配置を基本としながら、都市機能が集積する各地域の拠点を中心に、都市機能や居住を維持し、または積極的な誘導・集積を進めるとともに、各地域の資源を活用した連携・交流を促進することで、集約連携型の都市構造を目指していきます。
- 将来都市構造とは、市全域を対象とし、将来の望ましい都市の構成を「エリア（面）」、「拠点」、「軸」によって表現するものです。

表 4 将来都市構造の要素および趣旨

将来都市構造の要素	趣旨
エリア(面)	<ul style="list-style-type: none">● 土地利用の考えの基礎となるもの● 利用目的別に大きく区分し、それぞれの利用目的に則した土地利用の規制・誘導を進めていく
拠点	<ul style="list-style-type: none">● 人口や機能の分布状況、市街地形成の経緯等から、市全体の視点で個別にまちづくりを考えていく必要がある地区や集落等のまとまり● 人口や都市機能の集積、維持・向上を進めていく
軸	<ul style="list-style-type: none">● 骨格的な道路や公共交通等で、市内各地域や隣接都市との交流・連携に資するもの● 交流・連携機能の維持・向上を進めていく

(2) 将来都市構造形成の方針

1) エリアの形成

①市街地エリア

- 用途地域が指定されている範囲を「市街地エリア」に位置づけます。
- 本エリアでは、居住や商業、工業に適した環境形成を進めつつ、用途に応じた機能の維持・向上を図ります。
- また、市街地エリアの周辺を取り囲む農地や森林等を保全するため、市街地エリア内に市街化を誘導していきます。

②誘導促進エリア

- 市街地エリアのうち、医療・福祉・商業・子育て支援等の各種の生活サービス施設のほか、行政機能や文化機能等の施設が集積している能代および二ツ井の地域中心部を「誘導促進エリア」に位置づけます。
- 本エリアでは、医療・福祉・商業・子育て支援等の都市機能や居住の誘導により、徒歩や公共交通等により、日常生活に必要なサービスを市民が身近に享受できる環境の維持・向上を図ります。

③田園・集落エリア

- 市街地エリアの外側の既存集落と農地が混在する範囲を「田園・集落エリア」に位置づけます。
- 本エリアでは、新たな宅地開発を極力抑制しながら、農業の生産基盤である農地および集落や農地が織りなす原風景の保全を図ります。
- 既存集落では、周辺農地との調和に配慮しつつ、居住環境の維持・改善を図ります。

④自然・森林エリア

- 現在の森林地域を「自然・森林エリア」に位置づけます。
- 本エリアでは、林業・木材産業の生産基盤であり、環境保全や水源涵養、防災等の多面的な機能を持つ森林資源の保全や適切な維持管理を行いつつ、レクリエーションや環境学習の場等としての活用を図ります。

⑤米代川エリア

- 米代川河川区域（主に堤防と堤防に挟まれた間の範囲）を「米代川エリア」に位置づけます。
- 本エリアでは、利水および治水機能の充実を行いつつ、良好な河川環境の保全・活用を図ります。

2) 拠点の形成

①能代地域中心拠点

- 医療・福祉・商業・子育て支援等の各種の生活サービス施設が市内でもっとも集積しているほか、行政機能や文化機能等の市全体を対象とした施設が立地している能代地域の中心部を「中心拠点」に位置づけます。
- 本拠点では、居住を誘導するとともに、集積した都市機能の維持や不足機能の誘導等を進めるなど、高質で利便性の高い生活空間を形成し、市全体の核として、拠点性の維持・向上を図ります。

②二ツ井地域中心拠点

- 医療・福祉・商業・子育て支援等の各種の生活サービス施設のほか、行政機能や文化機能など、二ツ井地域の住民の生活を支える施設が集積している二ツ井地域の中心部を「中心拠点」に位置づけます。
- 本拠点では、居住を誘導するとともに、現在保有する都市機能の維持を進めつつ、利便性の高い生活空間を形成し、二ツ井地域の核として、拠点性の維持を図ります。また、能代地域中心拠点との連携により、不足機能の補完を図ります。

③地区拠点

- 鉄道駅を中心に、土地区画整理事業や民間開発行為等によって形成された主要な住宅市街地で、医療・福祉・商業・子育て支援等の各種の生活サービス施設も立地している東能代地区および向能代・落合地区を「地区拠点」に位置づけます。
- 本拠点では、良好な住宅市街地として、道路や上下水道等の生活基盤の整備や機能維持を進めつつ、住宅ストックの保全・活用や現在保有する都市機能の維持を図ります。また、中心拠点に近接し、鉄道や主要なバス路線が配置された環境を活かし、中心拠点との連携・交流を促進していきます。

④集落拠点

- 農業や林業の生産活動の中心地であり、日常生活のセーフティネットを担う生活サービス施設が立地した主要な集落を形成している浅内、檜山、鶴形、常盤、富根の各地区を「集落拠点」に位置づけます。
- 本拠点では、周辺の小規模集落を含めた生活圏の中心地として、地域住民等とともに日常生活に必要な機能の維持を進めるとともに、空き家の活用等による移住・交流等を促進し、地域コミュニティの維持・向上を図ります。

3) 軸の形成

①広域連携軸

- 本市と他都市をつなぐほか、能代地域や二ツ井地域の中心拠点間をつなぐ日本海沿岸東北自動車道や国道7号、国道101号を「広域連携軸」に位置づけます。
- 広域連携軸は、日本海沿岸東北自動車道の未整備区間の開通や、国道7号および101号の機能維持を促進し、広域的な交流を促す交通体系の形成を図ります。

②地域連携軸

- 主に拠点間をつなぐほか、広域連携軸と接続する主要な県道を「地域連携軸」に位置づけます。
- 道路の地域連携軸は、地域間の連携や交流を促進するため、安全で円滑な通行の確保を図ります。

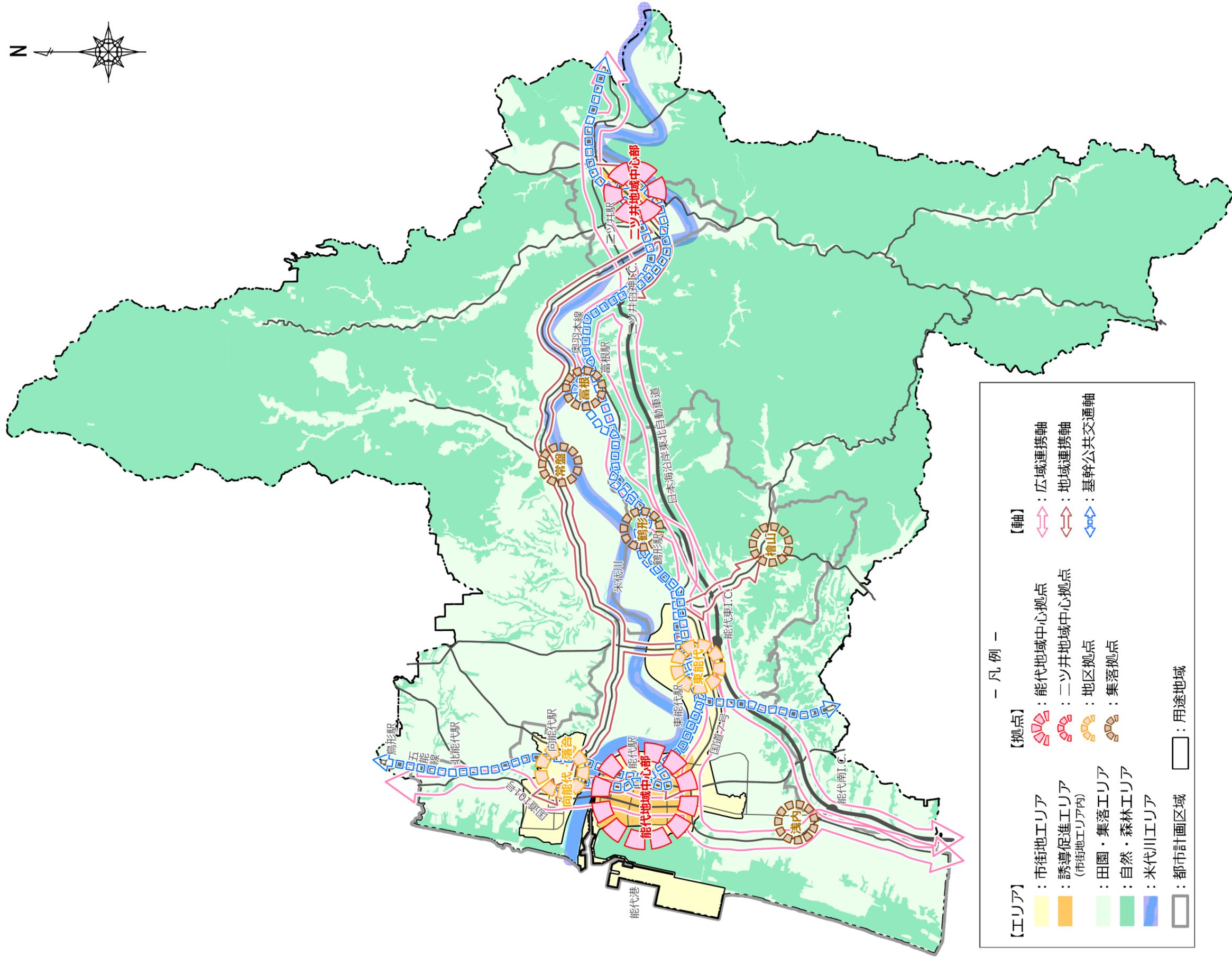
表 5 地域連携軸の対象路線

区分	対象路線
主要地方道	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">● 4号: 能代五城目線 <li style="width: 50%;">● 63号: 常盤峰浜線 <li style="width: 50%;">● 64号: 能代二ツ井線
一般県道	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">● 143号: 石川向能代線 <li style="width: 50%;">● 205号: 富根能代線 <li style="width: 50%;">● 210号: 金光寺能代線 <li style="width: 50%;">● 317号: 西目屋二ツ井線

③基幹公共交通軸

- 主に市内の拠点間をつなぐ、JR 奥羽本線や五能線、主要バス路線を「基幹公共交通軸」に位置づけます。
- 基幹公共交通軸は、コミュニティバスやデマンド型乗合タクシー等の他の公共交通と連携しながら、公共交通サービスの維持・向上を図ります。

図7 将来都市構造図(案)



2. 全体構想（案）

- 全体構想は、まちづくりの将来像や目標を達成するための、分野別の取組方針を位置づけるものです。
- 全体構想は、以下の分野で構成します。
 - ① 土地利用
 - ② 交通体系
 - ③ 住環境・市街地整備
 - ④ 防災まちづくり ※立地適正化計画の「防災指針」と合わせ、次回委員会にて提示します
 - ⑤ 都市施設

2-1. 土地利用構想

（1）基本的な考え方

- 本市は、面積の約 60%が森林、約 18%が農地であり、豊かな自然環境に囲まれた都市です。
- 本市には、能代都市計画区域・二ツ井都市計画区域が設定されていましたが、2012年（平成24年）に都市計画区域を統合し、一つの都市計画区域となりました。
- 近年の市街化の動向は、おおむね用途地域内に限定されます。しかし、能代東 I.C.周辺や国道7号沿道における沿道サービス施設の立地により、後背農地への市街化が進むおそれがあります。
- 一方、能代地域の中心市街地や二ツ井地域中心部では、それぞれ、にぎわいの形成や活性化に向けた取組を継続的に進めており、土地利用による支援の取組を合わせて実施し、相乗効果を図っていくことが重要です。
- 以上のことから、次の考え方を基本として、計画的な土地利用を進めていきます。

1) 市街地の外延化を抑制します

- 市街地エリアは、居住環境の保全または業務の利便性向上、市街地周辺の自然環境の保全を図るため、用途地域の指定による土地利用の規制・誘導を図ります。
- 市街地を取り囲む田畑等の農地のうち、将来的に市街化圧力の高まりが予見される区域にあっては、都市計画制度の活用による保全を検討します。

2) 中心拠点に都市機能や居住を誘導します

- 能代地域の中心市街地や二ツ井地域中心部では、両地域中心部の拠点性の維持や活性化に向け、立地適正化計画において都市機能誘導区域および居住誘導区域を定め、都市機能や居住を誘導します。

(2) 土地利用の方針

1) 誘導促進エリア

①中密度住宅地

- 能代駅西側の中心市街地や二ツ井駅周辺の地域中心部など、比較的人口密度が高く、医療・福祉・商業・子育て支援等の各種の生活サービス施設が立地している住宅地を、「中密度住宅地」に位置づけます。
- 中密度住宅地は、住宅と各種の生活サービス施設が近接し、徒歩や自転車等で利用がしやすい利便性の高い地区として、戸建て住宅や集合住宅を中心としながら、生活利便施設が混在した、複合的な土地利用を誘導します。
- 特に、居住の誘導にあたっては、空き家のリフォーム、老朽化の著しい空き家の解体と当該地の活用の一体的な取組、空き地の交流広場やオープンスペースとしての活用など、既存ストックの活用を支援します。

②中心商業・業務地

- 能代駅から市役所を中心とした地区および二ツ井駅の周辺地区を、「中心商業・業務地」に位置づけます。

《能代地域》

- 能代地域の中心商業・業務地は、本市の中心となる拠点として、医療・福祉・商業・子育て支援等の生活サービス施設のほか、行政機能や文化機能等の多様な機能が集約され、高質で利便性の高い市街地の形成を目指し、都市機能や居住を誘導します。
- 都市機能の誘導にあたっては、空き店舗のリフォーム・リノベーションや未利用の公有地の活用など、既存ストックの活用を支援するほか、市街地再開発事業等の検討等を進めます。また、公共空間等のオープンスペースを活用した、にぎわい形成に資する取組を支援します。

《二ツ井地域》

- 二ツ井地域の中心商業・業務地は、二ツ井地域の拠点として、医療・福祉・商業・子育て支援等の各種の生活サービス施設のほか、行政機能や文化機能など、地域住民が日常生活に必要な機能が集約された市街地の形成を目指し、都市機能や居住を誘導します。
- 都市機能の誘導にあたっては、空き店舗のリフォーム・リノベーションなど、既存ストックの活用を支援します。また、公共空間等のオープンスペースを活用した、にぎわい形成に資する取組を支援します。

図 9 高質で利便性の高い市街地（能代地域）のイメージ

【「高質」＝一体的・連続的な利用ができる環境】

⇒あらゆるものがつながり、様々な「交流・交錯」を生むことで、新たな価値を創造します

■ サービスのつながり	・ 一定のエリアの中に集約された多様なサービスを、自由に、一体的に利用することができます
■ 場・空間のつながり	・ 生活サービス施設の建物 1 階部分と、歩道や公園・広場等の公共空間が連続しており、来街者に開かれた空間が形成されます
■ 利用者のつながり	・ 多様な年代・性別の人が集まり、世代や性別を超えた交流が行われます
■ 活動のつながり	・ 商店街や市民団体、行政など、多様な主体によって、様々な活動・取組が活発に行われます

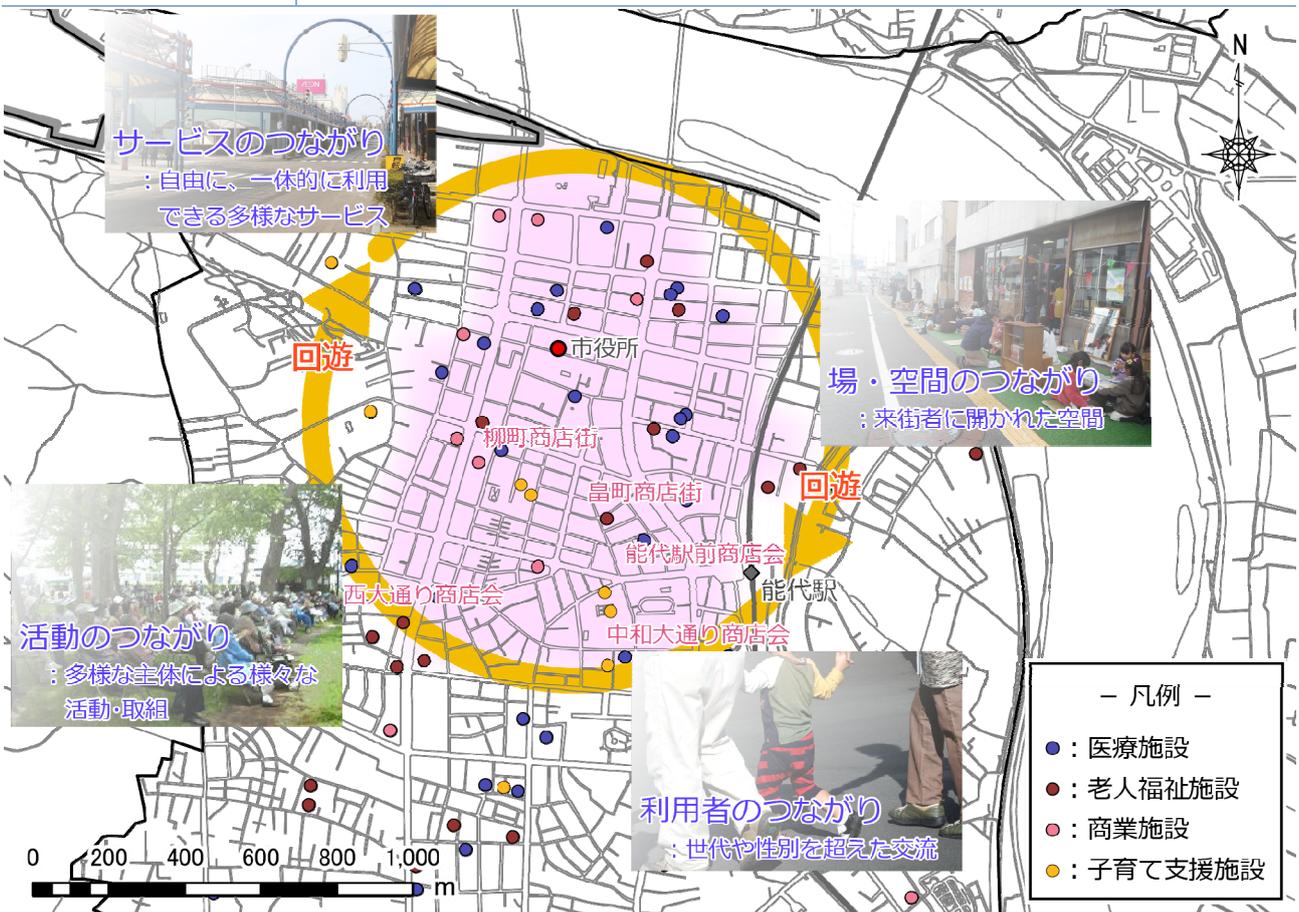


表 6 中心商業・業務地と沿道商業・業務地の機能や利用者等の比較

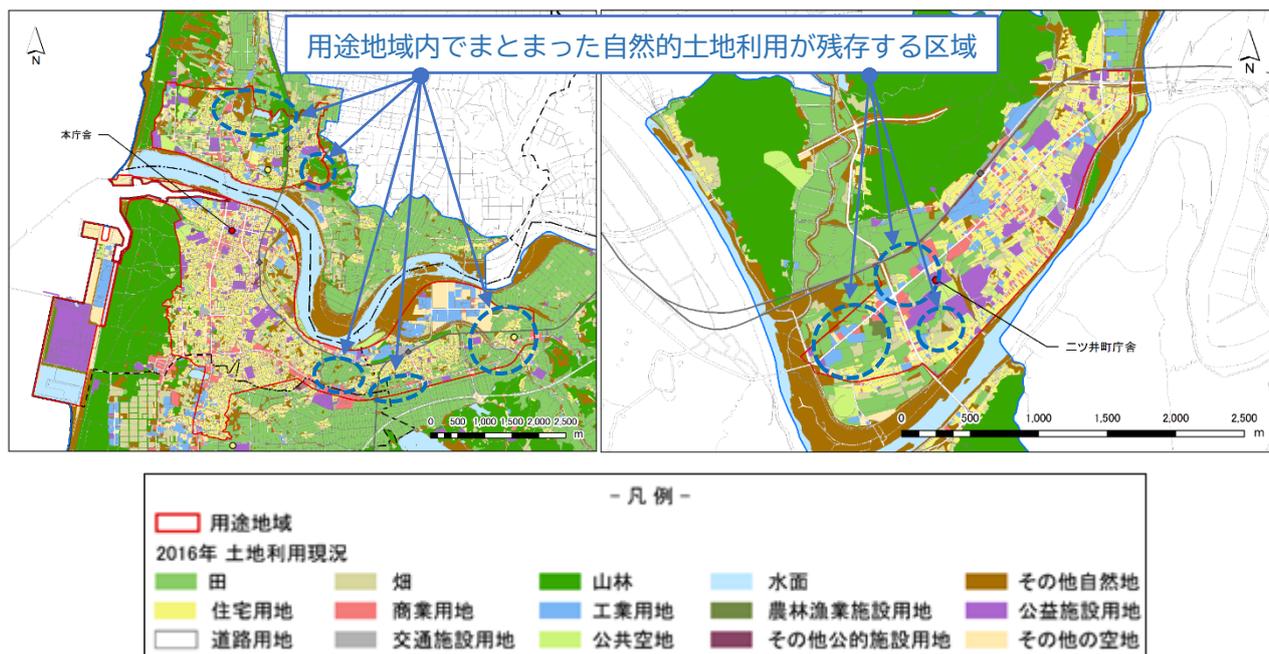
		中心商業・業務地 (能代およびニツ井の地域中心部)	沿道商業・業務地 (国道7号や国道101号等の沿道)
■ 位置づけ		<ul style="list-style-type: none"> ・本市の中心となる拠点 ・医療・福祉・商業・子育て支援等の多様な機能が立地し、生活サービスを提供する市街地 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車交通を活かした沿道型のサービス等を提供する市街地
■ 立地機能	大規模小売店舗	△	○
	小規模店舗(個店)	○	△
	業務施設	○(主に事務所)	○(主に工場や流通)
	子育て支援施設	○	×
	医療施設	○	△
	介護・福祉施設	○	△
	教育・文化施設	○	×
	住宅	○	△
	公園等オープンスペース	○	×
	区分	○:主たる機能として立地しているもの、または、誘導するもの △:立地は可能だが、施設数が少なく主たる機能とはならないもの ×:立地していないもの、または、誘導しないもの	
■ 主な利用者		<ul style="list-style-type: none"> ・主に、市内居住者 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内および隣接町居住者
■ 利用形態		<ul style="list-style-type: none"> ・主に、徒歩や自転車、鉄道や路線バス等の公共交通 ・複数施設を面的に利用・回遊 	<ul style="list-style-type: none"> ・主に、自動車 ・目的となる施設単体を利用
■ 特徴		<ul style="list-style-type: none"> ・来街者が複数施設を回遊しながら利用することで、様々な交流の創出やコミュニティの維持・形成が期待される ◆来街者と店舗等運営者 ◆来街者同士 ◆来街者と居住者 ◆居住者同士 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車交通の利便性の高さから、市内だけでなく、市外からの広域的な利用が期待される

2) 市街地エリア

①一般住宅地

- 誘導促進エリアの外側に広がる住宅市街地を、「一般住宅地」に位置づけます。
- 一般住宅地は、主に戸建て住宅を中心とした土地利用の規制・誘導を進めつつ、生活道路や上下水道など、必要な社会基盤の整備や機能維持を図り、良好な居住環境が確保されたゆとりある住宅地を形成します。
- 特に、商業や工業等の土地利用との混在が少ない地区は、専用住宅地として、良好な居住環境を保全します。
- 東能代地区および向能代・落合地区の一般住宅地は、鉄道駅に近接し、医療・福祉・商業・子育て支援等の各種の生活サービス施設が混在した土地利用を維持します。また、周辺環境と調和した土地利用の誘導に向け、用途地域の見直しなど、必要に応じて対応を検討します。
- 一般住宅地のうち、農地等の自然的土地利用が残存し、都市的土地利用として将来的な利活用の見込みがない地区においては、用途地域の見直しを検討するなど、自然環境を保全します。

図 10 用途地域内に残存する一定規模以上の自然的土地利用



出典：都市計画基礎調査（平成 28 年 3 月）

②沿道商業・業務地

- 国道7号や国道101号、一般県道富根能代線等の幹線道路沿道に形成された商業・業務市街地を「沿道商業・業務地」に位置づけます。
- 沿道商業・業務地は、自動車交通の利便性を活かし、市内や隣接市町からの広域的な買い物需要や業務・物流等の企業ニーズに対応した市街地として維持します。
- 能代東I.C.周辺に位置する国道7号の沿道商業・業務地は、現在の用途地域の指定範囲を基本とし、後背農地への影響に配慮しながら、商業・観光・物流など、地域全体の発展を目指す土地利用を推進します。

③工業地（市街地エリア内）

- 能代港や能代工業団地など、工場等が立地した工業市街地を「工業地」と位置づけます。
- 工業地は、工業振興の中心地として、周辺環境との調和に配慮しつつ、操業環境を維持します。
- 能代港周辺の工業地は、海洋再生可能エネルギー発電設備の導入を促進するための拠点港湾（基地港湾）として、必要な港湾機能の整備のほか、洋上風力関連の企業立地を促進します。
- 能代工業団地の工業地は、能代港や能代東I.C.等の広域交通網に近接した立地を活かし、周辺の自然環境と調和した操業環境を維持・向上します。
- **産業振興および新たな企業誘致に取り組むため、市全体を対象に、新たな工業団地の整備に向けた調査や検討を推進します。**
- 工業地のうち、工場の撤退により住宅地など他用途への転用が見込まれる地区または既に住宅地など他用途の施設が立地している地区は、用途地域の見直しなど、必要に応じて対応を検討します。

3) その他のエリア

①農山村集落地

- 郊外部の農地や山間部に点在する既存集落を「農山村集落地」と位置づけます。
- 農山村集落地は、周辺の自然環境や営農環境を保全しつつ、生活環境の維持を図ります。また、首都圏等からの移住者の受け入れを促進するとともに、地域コミュニティの維持・活性化を図ります。
- 浅内、檜山、鶴形、常盤、富根の各地区に位置する農山村集落地は、周辺の小規模集落を含めた生活圏の中心地として、日常生活を支える生活サービス施設や道路等の社会基盤など、地域の実情に合わせた必要な機能を維持・確保するとともに、地域資源や地域特性を活かした魅力ある地域づくりを促進します。

②工業地（市街地エリア外）

- 能代木材工業団地（内陸部）や松原・烏野・沢口の各工業団地など、工場等が立地した工業用地を「工業地」と位置づけます。
- 工業地は、工業振興の中心地として、周辺環境との調和に配慮しつつ、操業環境を維持します。
- 能代木材工業団地（内陸部）の工業地は、臨海部と併せ、秋田県立大学木材高度加工研究所など、産・学・官・金が連携した取組を促進します。
- ~~産業振興および新たな企業誘致に取り組むため、新たな工業団地の整備に向けた調査や検討を推進します。~~

③農地

- 郊外部に広がる田・畑等を「農地」と位置づけます。
- 農地は、効率的で安定的な農業経営に資するよう、ほ場整備事業等を推進し、担い手への農地の集積を進めます。また、農業水利施設の有効活用や長寿命化を進めつつ、生産基盤の強化を図ります。
- 市街地の外延化の抑制および中心拠点への都市機能や居住の誘導を支援するため、将来的に市街化圧力の高まりが予想される農地を対象に、都市計画制度の活用による土地利用規制の適用について検討します。

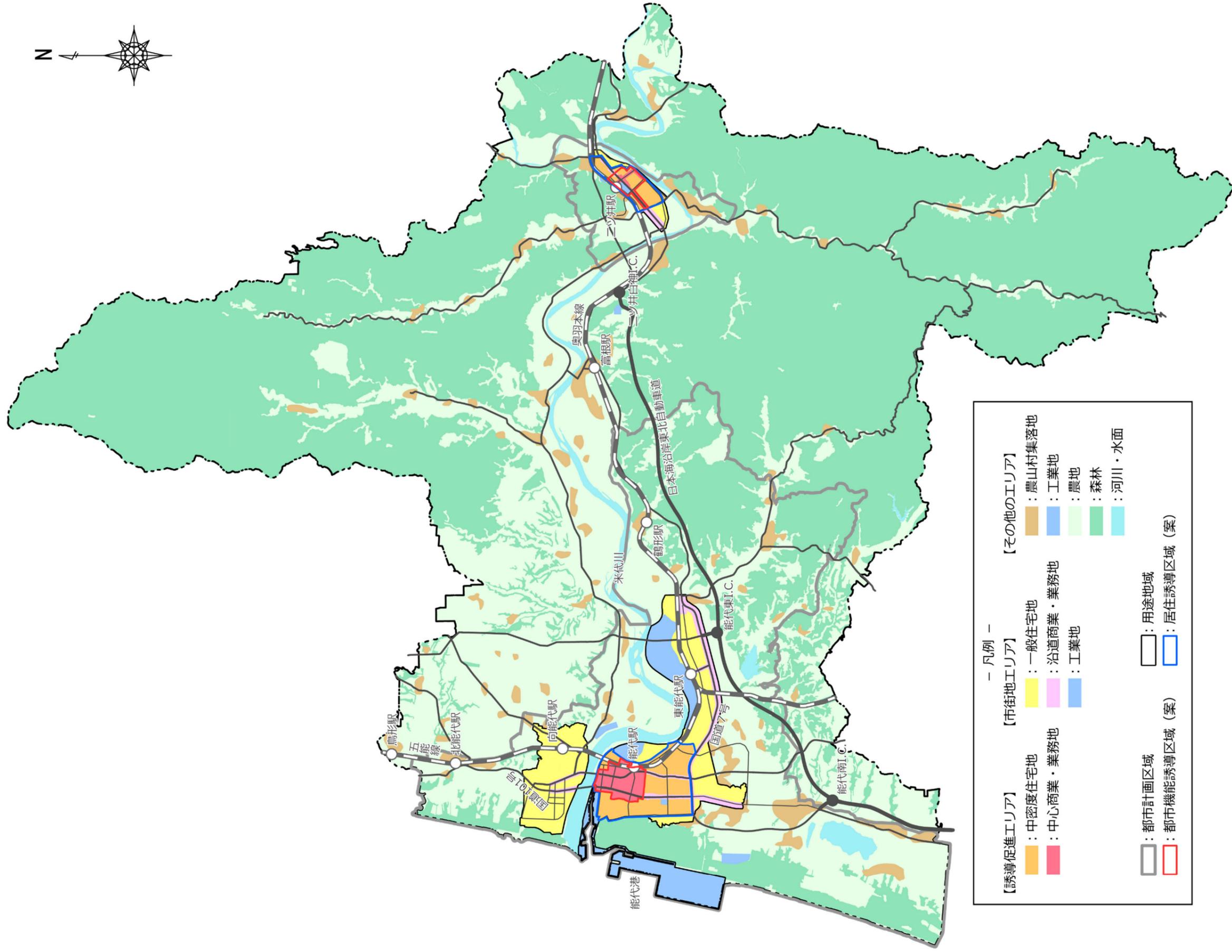
④森林

- 白神山地に代表される山間部等の森林地帯など、現在の森林地域を「森林」と位置づけます。
- 森林は、林業生産の基盤であるとともに、保水や治山、レクリエーション等の多様な機能を有しているため、これらの機能を保全します。
- 機能の保全にあたっては、地域住民、NPO、企業、各種団体等が実施するボランティアや地域活動に対し、支援を行います。

⑤河川・水面

- 米代川等の河川のほか、小友沼等の池沼、日本海に面した海岸部を「河川・水面」と位置づけます。
- 河川・水面は、水質の保全や親水機能の維持・向上を図るほか、地域住民、NPO、企業、各種団体等が実施する、良好な水辺環境を保全する活動に対し、支援を行います。
- 米代川は、親水、自然学習、交流・連携等の機能の維持・充実を促進します。また、水害の発生防止および被害抑制に向け、河道掘削など、河川改修等の治水対策を促進します。

图 11 土地利用構想図



— 凡例 —

【誘導促進エリア】	【市街地エリア】	【その他のエリア】
<ul style="list-style-type: none"> 中密度住宅地 中心商業・業務地 	<ul style="list-style-type: none"> 一般住宅地 沿道商業・業務地 工業地 	<ul style="list-style-type: none"> 農山村集落地 工業地 農地 森林 河川・水面
<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域 都市機能誘導区域 (案) 	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域 居住誘導区域 (案) 	

2-2. 交通体系構想

(1) 基本的な考え方

- 本市は、日本海沿岸東北自動車道、国道7号および国道101号を中心とした骨格道路が、隣接都市や各地域をつないでいます。また、日本海沿岸東北自動車道は、2023年度（令和5年度）に二ツ井今泉道路の開通が予定されており、地域間交流や産業活動等の拡大が期待されています。
- 市内の都市計画道路をみると、2020年度末（令和2年度末）時点の改良済延長の割合は60.6%であり、都市計画決定後20年以上の長期にわたり、整備未着手となっている区間も多数存在します。
- 既存の道路については、老朽化や自然災害への対策など、道路機能を持続的に発揮できるよう、維持管理や更新を進めていくことが重要です。
- 本市の公共交通は、JR奥羽本線や五能線、路線バスが基軸となり、地域の特性に応じ、コミュニティバスや巡回バス、デマンド型乗合タクシーをそれぞれ配置しています。しかし、市民の主な交通手段は自動車であり、公共交通の利用者数は年々減少しています。
- 一方、高齢化の進行により、自主的な運転免許の返納や健康上の理由等から、自動車の運転ができなくなる高齢者が増加することが予想されます。そのため、日常生活における移動手段の選択肢の1つとして、公共交通の重要性は、今後、一層高まっていくと考えられます。
- 以上のことから、次の考え方を基本として、計画的な交通体系の整備を進めていきます。

1) 本市と他都市、能代・二ツ井の中心拠点間の連携機能を維持・向上します

- 「集約連携型の都市構造」の形成に向けては、本市と他都市や、能代・二ツ井の中心拠点間を連携する交通体系を確保することが必要です。そのため、都市間や中心拠点間を連絡する幹線道路の計画的な整備や維持管理・更新のほか、鉄道や主要バス路線の利便性の向上等を図ります。

2) 社会経済情勢の変化を踏まえた道路整備を推進します

- 都市計画道路は、都市計画決定から20年以上の長期にわたり整備未着手となっている区間を中心に、「集約連携型の都市構造」の実現を踏まえた必要性や実現性を再検証し、見直しを行います。
- 既存の道路は、老朽化の状況や発生が想定される災害リスクの状況等を踏まえ、計画的な維持管理・更新を図ります。また、利用状況を踏まえた再編や廃止等の可能性についても検討し、効率化を図ります。

3) 持続可能な交通ネットワークの構築・維持を図ります

- 既存の鉄道や路線バス、コミュニティバス、巡回バス、デマンド型乗合タクシーは、運行ダイヤの見直しや乗り継ぎ環境の改善、ICT等の新技術の活用等により、利便性の向上を図ります。また、地域コミュニティとの協働による新たなサービスの導入を検討するなど、地域の実情に応じた移動手段を確保します。
- 公共交通の利用に関する積極的な情報発信や重要性の理解促進により「公共交通が地域における重要な資源の1つである」という意識の醸成を図るなど、公共交通の利用促進を図ります。

(2) 道路網整備の方針

1) 道路ネットワークの構築

① 広域幹線道路

- 大館能代空港や能代港との連結による広域的なヒト・モノの交流拡大、市内の交通混雑の緩和、救急搬送時間の短縮等を図るため、日本海沿岸東北自動車道の全線開通を促進します。
- 国道7号および国道101号は、竹生バイパス（国道101号）の整備や交通安全対策等の必要な道路整備のほか、適切な維持管理や更新を促進します。
- 本市と青森県を結ぶ沿岸部の広域的な物流や観光交流等の拡大を図るため、地域高規格道路の候補路線である西津軽能代沿岸道路の計画路線への位置づけに向けた働きかけを行います。

表 7 広域幹線道路の対象路線

区分	対象路線
高規格幹線道路	● 日本海沿岸東北自動車道
一般国道	● 国道7号 ● 国道101号

② 地域間幹線道路

- 主要地方道能代五城目線や一般県道石川向能代線等の主要な県道は、荷上場バイパス（一般県道西目屋二ツ井線）の整備や交通安全対策等の必要な道路整備のほか、適切な維持管理や更新を促進します。

表 8 地域間幹線道路の対象路線

区分	対象路線
主要地方道	● 4号:能代五城目線 ● 64号:能代二ツ井線 ● 63号:常盤峰浜線
一般県道	● 143号:石川向能代線 ● 205号:富根能代線 ● 317号:西目屋二ツ井線 ● 210号:金光寺能代線

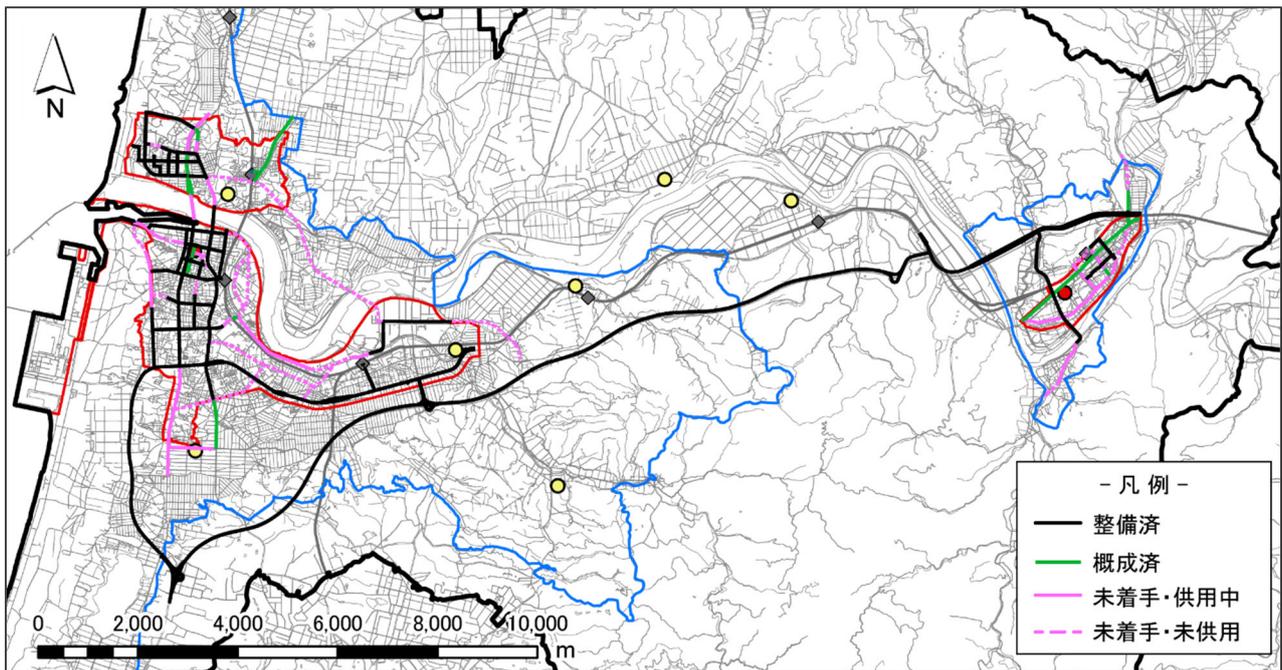
③市街地内幹線道路

- 都市計画決定された幹線街路は、計画的な整備を推進するほか、長期間にわたり事業着手がなされていない路線については、必要性等を再検証し、「存続」「変更」「廃止」の方向性を決定したうえで、計画の見直しを行います。

表 9 見直し候補対象路線

対象路線		
● 3・3・103 柳町新道線	● 3・4・106 温泉2号線	● 3・4・107 向能代道地線
● 3・4・108 長根町1号線	● 3・4・109 仁井田線	● 3・4・112 材木町東能代線
● 3・4・113 萩の台線	● 3・4・114 河戸川松長布線	● 3・4・115 柳町出戸線
● 3・4・116 中和通り出戸沼線	● 3・4・117 向能代駅前線	● 3・4・118 塙川線
● 3・4・119 赤沼河戸川線	● 3・4・120 出戸仁井田線	● 3・4・121 畠町線
● 3・4・122 柳町線	● 3・4・123 畠町柳町線	● 3・5・126 中川原裏通り線
● 3・5・128 栄町上町線	● 3・4・203 停車場線	● 3・5・206 本町通線
● 3・5・207 種梅線	● 3・5・208 太田面上野線	● 3・5・209 荷上場線
● 3・5・210 太田面山根線		

図 12 都市計画道路の整備状況



出典：能代市資料（2021年3月31日時点）

④生活道路の維持・改善

- 生活道路は、安全上緊急性が高いものや老朽化対策が必要なものを中心とし、地域住民等の理解を得ながら整備および維持・改善を推進します。

2) 既存道路の機能維持・向上

- 既存道路は、日常の道路パトロールや定期点検のほか、市民等から寄せられる情報等により状況を把握し、ライフサイクルコストの低減を前提とした、計画的な維持管理・更新を推進します。
- 橋りょう等の道路構造物のうち、老朽化等により早急に措置が必要で、修繕ができない場合は、通行規制や通行止めなど、適切な対応を図ります。また、利用状況を踏まえ、必要に応じて集約化・撤去の検討を行います。
- 児童生徒が安全に通学できる通学路の安全確保を図るため、点検結果に基づく対策必要箇所を中心とし、ハード対策・ソフト対策を組み合わせた必要な対策を推進します。
- 能代駅周辺や高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区を対象とし、バリアフリー化の方針を検討するとともに、ハード対策・ソフト対策を組み合わせた必要な対策を推進します。
- 自治会・町内会、自主防災組織等が設定した避難経路を中心とし、津波災害や水害、土砂災害等のリスクを考慮した、ハード対策・ソフト対策を組み合わせた必要な対策を推進します。

3) 道路空間を活用したまちづくりの促進

- 能代地域の中心市街地では、「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを促進するため、車道の一部や店舗軒先をオープンスペースとして活用するなど、ゆとりのある歩行空間や、歩道と一体となった居心地の良い空間の創出に向けた取組を進めます。
- 地域住民、NPO、企業、各種団体等が実施する、道路空間を活用したにぎわい形成等に資する取組を支援します。

図 13 空き店舗と歩道を一体活用した実証実験（畠町通り）



(3) 公共交通網整備の方針

1) 「連携」による公共交通体系の形成

- 集約連携型の都市構造の実現を前提に、土地利用計画等のまちづくりのほか、観光や医療、福祉、教育、物流など、あらゆる分野と連携しながら、持続可能な公共交通体系の形成を目指します。
- 自動車による移動だけに頼らず、高齢者を含めた全ての人々が安心して円滑に移動することができる環境を目指し、鉄道や路線バス等の公共交通のみならず、民間事業者や地域住民など多様な主体との協働も含めた移動手段の確保およびサービスの維持・向上を目指します。
- 公共交通の利活用ガイドの作成や高齢者および低年齢層を対象とした乗り方教室の開催など、公共交通を「乗って残す」という意識を、市民とともに醸成していきます。

2) 公共交通ネットワークの構築

①鉄道

- JR 奥羽本線や五能線は、利用状況に応じた運行本数を確保するとともに、路線バスとのスムーズな乗り継ぎの実現に向けて必要な取組を進めます。
- 広域的な観光交流等の拡大を図るため、奥羽新幹線および羽越新幹線の実現に向けた働きかけを行います。

②路線バス、コミュニティバス、巡回バス

- 路線バスやコミュニティバス、巡回バス等のバス交通は、利用状況に応じた運行ダイヤやルートの見直しなど、計画的な再編等を促進します。
- 特に、隣接都市や市内の拠点間をつなぐ主要なバス路線は、能代山本地域および本市における基幹的なバス路線として、利便性の向上および利用促進を図ります。

③デマンド型乗合タクシー

- デマンド型乗合タクシーは、農山村集落と市街地部をつなぐ生活路線として、利用状況に応じた運行形態の見直しなど、運行サービスの維持・改善を促進します。

④その他の交通

- 自家用有償旅客運送や福祉輸送、スクールバス、病院や商業施設等への送迎サービスなど、地域の実情や需要を踏まえ、民間事業者や地域住民など多様な主体との協働による移動手段の導入可能性について、必要に応じて検討します。

3) 新技術の活用検討

- 公共交通運行情報の整備・発信やサービスの連携（MaaS）、環境に優しい小型車両の導入（グリーンスローモビリティ）、自動運転技術等の新たな交通技術は、技術革新や国の動向等を注視しながら、適用性が高く効果が見込まれる技術の導入について、必要に応じて検討します。

図 14 人工知能（AI）を活用した最適なルートや走行時間の設定に関する実証実験（南部地区）

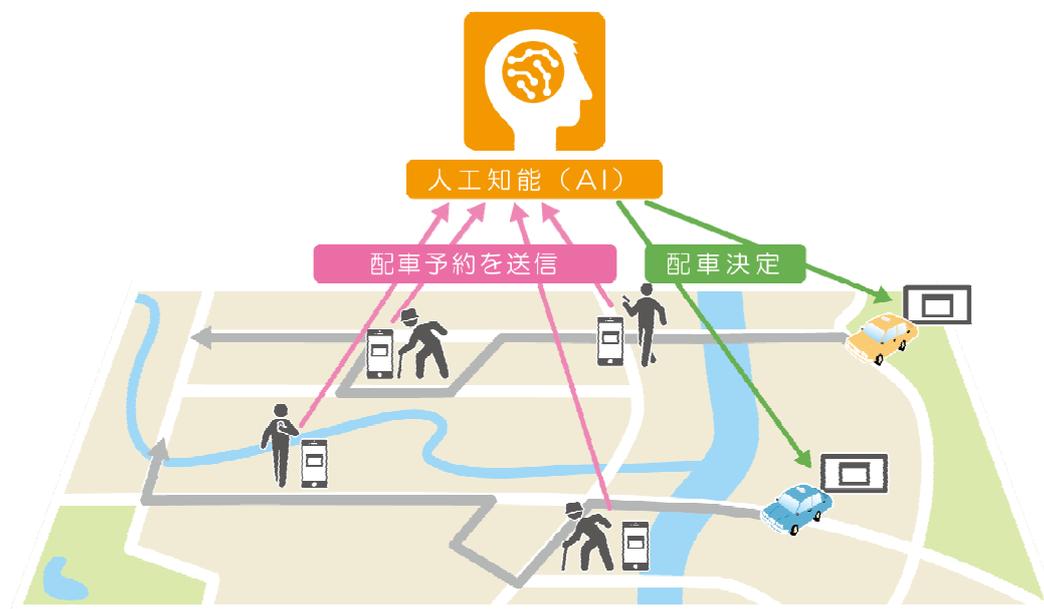


南部地区
予約制乗合タクシー

私はスマホから
予約しています

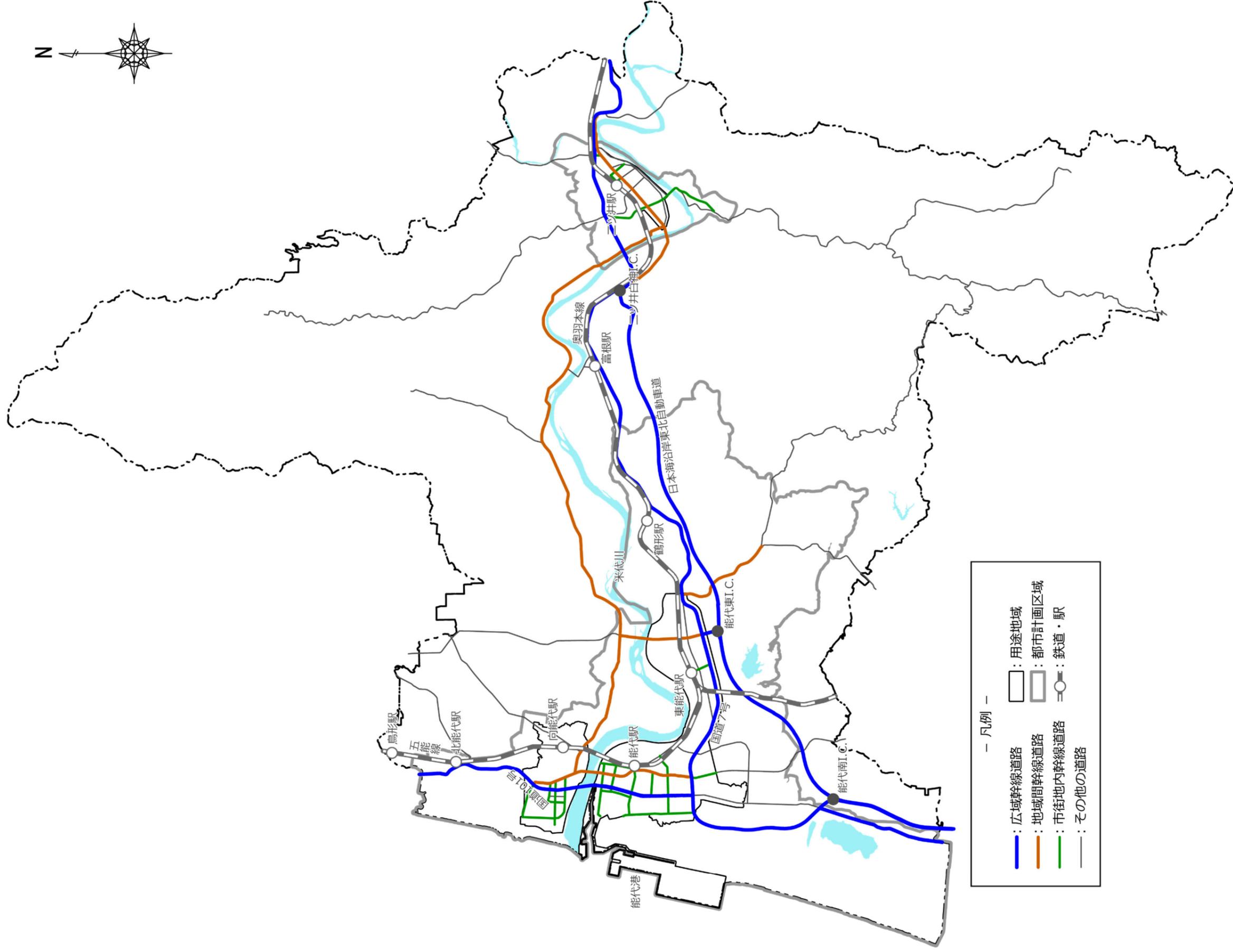
令和2年10月から試験運行が始まっています。
この乗合タクシーは、電話予約のほかに、スマートフォンの
アプリからも乗車予約できます。ぜひお試しください。

能代市ねぎ課
マスコットキャラクター
白神ねぎのん



出典：能代市 HP（＝南部地区予約制乗合タクシーの案内）

図 15 道路網整備の方針図



2-3. 住環境・市街地整備構想

(1) 基本的な考え方

- 本市は、能代地域および二ツ井地域のそれぞれに用途地域を定め、土地利用の規制・誘導や道路・公園・下水道等のインフラ整備により、市街地を形成してきました。
- 市街地内には、隣接町も含めた広域的な拠点である能代地域の中心市街地、二ツ井地域の経済的中心地である二ツ井地域中心部、土地区画整理事業や民間開発行為等によって形成された主要な住宅地である東能代地区および向能代・落合地区など、特性の異なる住環境が形成されています。
- また、市街地の周辺では、浅内、檜山、鶴形、常盤、富根の各地区に主要な農山村集落が形成され、農林業や農山村独自の文化を継承する役割を担っています。
- 一方、人口減少・高齢化に端を発し、空き地・空き家等の低未利用土地の発生・増加、コミュニティやまちづくり活動の停滞など、住環境を取り巻く環境は厳しさを増しています。そのため、地域がそれぞれの個性を発揮し、地域の資源（＝住民や企業、公共建築物、インフラ、自然など）を有効活用しながら、「自立」と「連携」による地域経営の視点をもった取組を進めていくことが重要です。
- 以上のことから、次の考え方を基本として、計画的な住環境の形成および市街地の整備を進めていきます。

1) 暮らしの快適性と利便性を維持・向上します

- これまで長い年月をかけて形成してきた市街地や集落の形態を基礎としながら、地域特性に応じた良好な居住環境の形成、生活に必要な機能の確保やにぎわいの形成を推進します。
- 取り組みにあたっては、住宅や商業施設等の建築ストックを最大限活用することを基本としながら、長期にわたり未着手となっている土地区画整理事業の見直しを検討するほか、ICT 等の新技術の活用についても検討します。

2) 空き家や空き地、未利用の公有地など、既存ストックを有効活用します

- 人口や世帯数の減少にともない、空き家や空き地等の低未利用土地が時間的・空間的にランダムに発生・増加（＝都市のスポンジ化）していくことが予想されます。また、能代北高等学校跡地や旧東能代中学校跡地等の未利用の公有地も分布しています。
- 新たな開発需要は、市街地エリア内を基本に規制・誘導していくことから、空き家や空き地、未利用の公有地等を受け皿として有効活用するほか、適正な管理を促進します。
- 庁舎や集会施設、公営住宅等の公共建築物は、老朽化や市民ニーズの変化への対応、維持管理や修繕・更新費の縮減等に対応した、適切なマネジメントを推進します。

3) 豊かな自然環境を「地域の資源」として積極的に活用します

- 森林や田・畑等の農地が有する、農産物等の生産、環境保全や水源涵養、気候緩和、保健・レクリエーション、良好な景観の形成等の多様な機能を活用し、グリーンツーリズムや自然観察会等による地域間交流を促進します。
- 新たな雇用と収益源の創出、発災時のライフラインの安定的な確保、脱炭素社会の実現等に向け、豊かな自然環境を活用し、再生可能エネルギーを地域で作る・使用する「エネルギーの地産地消」を促進します。

4) 行政と市民・民間との協働による地域づくりを促進します

- 地域住民、NPO、企業、各種団体など、地域内外の多様な主体の力を組み合わせ、連携しながら地域づくりに取り組むことができる環境を形成します。
- 地域住民、NPO、企業、各種団体等が主体となった地域づくりに関する取組を支援します。

(2) 住環境・市街地整備の方針

1) 良好な居住環境の形成

- ライフスタイルの変化にともなう住宅への市民ニーズの多様化に対応するため、住宅のリフォームやバリアフリー化の促進、市ホームページや相談窓口での情報発信等を推進します。
- 木材製品の地産地消および市内外への情報発信を図るため、地場産秋田スギ内外装材を活用した住まい・まちづくりを促進します。
- ごみのポイ捨てや不法投棄の抑制に向けたマナー教育や清掃活動の普及・啓発・支援等を進め、良好な居住環境や美しい景観の保全を図ります。
- 冬期間の円滑な通行を確保するため、幹線道路や生活道路等の除雪や視界不良個所での防雪柵の設置を進めます。また、地域で除排雪する際の機械の貸し出しや除雪ボランティアの取組を支援するなど、地域と連携した除排雪を促進します。

2) にぎわいのある中心拠点の形成

- 能代・二ツ井の各地域における中心拠点を対象に、都市機能や居住機能の維持・向上を図るため、空き家のリフォームや空き店舗のリフォーム・リノベーション、財政的な優遇措置等の展開など、立地適正化計画に基づく各種の誘導施策を推進します。
- 能代地域中心拠点では、道路や公園等の公共空間の利活用、民地部分の広場化、沿道施設も含めた良好な景観の形成など、「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを進めます。また、各種プロジェクトの実践に向けた実証実験を支援します。

図 16 合同会社「のしろ家守舎」が取り組むマルヒコプロジェクト

(左：空き店舗と歩道を一体活用した実証実験、中・右：空き店舗のリノベーションイメージ)



3) 「小さな拠点」づくりの促進

- 集落拠点を中心に複数の集落が散在する地域（集落生活圏）を対象に、商店や診療所など、日常生活に不可欠な生活サービス施設の確保や集落間の交流促進、首都圏等からの移住者の受け入れ、地域資源を活用したコミュニティビジネスの創出など、地域住民等との協働による「小さな拠点」づくりに取り組みます。

図 17 「小さな拠点」のイメージ



※ 「小さな拠点」は  で囲んだエリア、「ふるさと集落生活圏」は  のエリアです。

出典：実践編「小さな拠点」づくりガイドブック（2015年3月、国土交通省国土政策局）

4) 土地区画整理事業の見直し

- 土地区画整理事業のうち、都市計画決定から20年以上の長期にわたり未着手となっている地区は、必要性や実現性を再検証し、「存続」「縮小」「廃止」の方向性を決定し、必要に応じて見直しを行います。

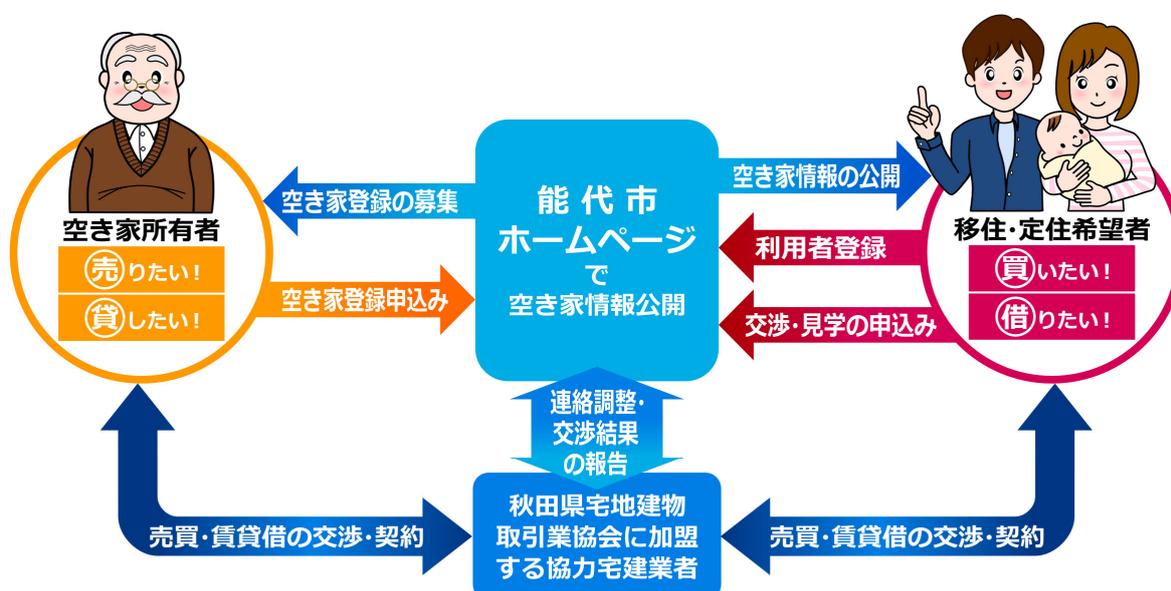
5) ICT等の新技術の活用

- 地域課題の解決に資するICT等の新技術について、実現可能性の研究・検討を進め、本市の特性に合った新技術の活用を進めます。

6) 都市のスポンジ化対策の推進

- 時間的・空間的にランダムに散在・増加していくことが見込まれる空き地・空き家等低未利用土地は、広報や市ホームページでの情報発信、出前講座の開催等により、適切な維持管理や利活用を促進するための意識啓発に取り組みます。
- 「空き家バンク」による物件情報の提供を継続するとともに、入居時における住宅リフォームの支援、地域住民等との協働による居住目的以外での活用に向けた仕組みづくりなど、空き家の利活用を促進します。
- 周辺へ悪影響を及ぼす可能性が高い特定空家等は、所有者等に対し除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法の規定に基づき助言または指導等を行い、早期に解決が図られるよう努めます。

図 18 能代市空き家バンクのイメージ



7) 未利用の公有地の有効活用

- 未利用の公有地は、多様な活用手法を検討するなど、資産の有効活用を積極的に進めていきます。
- 能代地域の中心市街地内に位置する能代北高等学校跡地は、中心市街地全体の活性化に資する活用を図るため、にぎわいや交流等の配置機能、民間資金やノウハウの活用（PPP/PFI 等）も含めた必要な検討を進め、複合施設の立地を目指します。

8) 公共建築物の適切なマネジメントの推進

- 庁舎や集会施設、公営住宅等の公共建築物は、統廃合や複合化・集約化等による施設保有量の適正化を図るほか、予防保全型管理による施設の長寿命化およびライフサイクルコストの低減、効果的な民間資金やノウハウの活用（PPP/PFI 等）なども視野に入れ、中長期的な視点に立ったマネジメントを推進します。
- 能代地域の中心市街地内に位置する市営万町住宅は、耐用年限を超え老朽化が進行していることから、津波災害等の災害への対応にも配慮した建替えを推進します。
- 空き家を活用した公営住宅やセーフティネット住宅等の構築について、必要に応じて検討します。

9) 環境に配慮した地域づくりの推進

- 本市の豊かな自然環境は、貴重な資源として保全するとともに、グリーンツーリズムや自然観察会、美化・保全活動など、「守り・育てる」ことに資する取組を支援します。また、観光資源として価値の高い資源を対象に、多元語化を含む戦略的な情報発信および受入環境の整備を促進します。
- 環境負荷の小さい土地利用の推進や地域経済の活性化、発災時のライフラインの安定的な確保等を促進するため、風力、太陽光、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入促進や関連産業の誘致等を進めます。

図 19 本市が目指す「エネルギーのまち」のイメージ



出典：能代市次世代エネルギービジョン（2019年3月）

10) 協働の地域づくりに向けた環境形成

- 地域住民、NPO、企業、各種団体等が各種の地域課題の解決に向けた様々な活動に積極的に取り組めるよう、団体の設立や活動、人材の育成を支援します。
- 首都圏等からの「関係人口」の受入体制を整え、地域外の人材が持つ経験・スキルを活用した地域課題の解決、新たな価値の創出等のほか、将来的な移住・定住を促進します。
- 地域住民、NPO、企業、各種団体等が実施する、道路や公園等の公共空間を活用したにぎわい形成等に資する取組を支援します。

2-4. 防災まちづくり構想

立地適正化計画の「防災指針」と合わせ、次回委員会にて提示します

2-5. 都市施設整備構想

(1) 基本的な考え方

- 本市は、昭和 15 年に旧能代市の全域に、昭和 23 年に旧二ツ井町の一部に都市計画区域を定め、その後、昭和 20 年代より、道路や公園、下水道、市場、駐車場等の都市施設を順次都市計画決定し、整備を進めてきました。
- これらの都市施設は、整備が完了し、その機能を発揮しているものがある一方で、都市計画決定後 20 年以上の長期にわたり、整備未着手となっているものも存在します。
- また、整備が完了している道路や公園、市場等の都市施設は、その機能を持続的に発揮できるよう、維持管理や更新を進めていくことが重要です。
- 都市施設の整備や維持管理・更新を計画的に進めていくためには、今後も継続が見込まれる人口減少・高齢化、それにとまなう歳入の減少など、財政的な制約を考慮しながら取り組む必要があります。
- 以上のことから、次の考え方を基本として、計画的な都市施設の整備や維持管理・更新を進めていきます。

1) 社会経済情勢の変化を踏まえた都市施設整備を推進します

- 都市施設は、都市計画決定から 20 年以上の長期にわたり整備未着手となっているものを中心に、「集約連携型の都市構造」の実現を踏まえた必要性や実現性を再検証し、見直しを行います。

2) 都市施設の計画的・効率的な維持管理等を推進します

- 既存の都市施設は、老朽化の状況や発生が想定される災害リスクの状況等を踏まえ、予防保全型管理を基本とした施設の長寿命化を進め、ライフサイクルコストの低減を図ります。

(2) 都市施設整備の方針

1) 必要な都市計画の見直し

- 都市計画決定された幹線街路で、長期間にわたり事業着手がなされていない路線については、必要性等を再検証し、「存続」「変更」「廃止」の方向性を決定したうえで、計画の見直しを行います。
- 公共下水道は、人口減少等の社会情勢の変化に対応するため、地域特性や地域住民等の意向を踏まえながら、処理方法等の見直しを行います。

2) 都市施設の整備推進

- 都市計画決定された道路や公園のうち未整備の施設は、地域住民等の意向を踏まえながら、計画的な整備を推進します。
- 下水道は、「能代市生活排水処理整備構想」に基づき、整備を推進します。

3) 都市施設の機能維持・向上

- 既存の都市施設は、定期点検や市民等から寄せられる情報等により状況を把握し、ライフサイクルコストの低減を前提とした、計画的な維持管理・更新を推進します。
- 都市施設の整備や維持管理・更新にあたっては、効果的な民間資金やノウハウの活用（PPP/PFI 等）なども視野に入れ、中長期的な視点に立ったマネジメントを推進します。